

2010年11月29日

倉敷市長
伊東香織 様

(財)水島地域環境再生財団
理事長 森瀧健一郎

「倉敷市第二次環境基本計画(原案)」に対する意見書

このたび、倉敷市が示されました「倉敷市第二次環境基本計画(原案)」につきまして、以下のとおり意見を提出いたします。

今後の計画策定や改訂が効果的におこなわれ、よりよい計画が市民と共につくられるよう期待します。

記

「倉敷市第二次環境基本計画(原案)」に対する意見書 計2ページ

以上

財団法人水島地域環境再生財団

〒712-8034 倉敷市水島西栄町 13-23

電話：086-440-0121 FAX：086-446-4620

「倉敷市第二次環境基本計画（原案）」に対する意見書（案）

全体を通じて

倉敷市は、第一種公害指定地域に指定された地域であること、また公害問題を通じて市民、行政、企業が緊張感のある協働をおこない、倉敷市の公害・環境行政をすすめてきたということが、特徴的であり、そこをふまえないければ、倉敷市の実態にあった公害・環境行政にはならないということを根底にもつ必要があろう。

以下、具体的に意見を述べる。

公害経験をふまえた世界貢献

P.67 に記されている「基本目標4」は、前述されていた「基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち」とは異なっている。修正が必要であらう。

環境審議会等での議論をへて「基本目標4 地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち」から「基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち」と変更になったかと思うが、「地球環境保全に対する高い意識をもち、世界に貢献するまち」という視点は重要である。温暖化問題だけに限らず、旧公害指定地域を抱える倉敷市において、公害の経験をふまえた世界貢献ということを重視し、進めていく必要がある。それは、P.38 の「地域資源を活用した持続的な経済活動の促進」に記されているエコツーリズム・エコツアーの中でも活用できるであらうし、それらを記載すべきである。

ブルーカーボンという考え方もふまえた、海域の保全

自然環境や地球温暖化対策という様々な視点から、埋立や工業立地等で失われた海域の藻場や干潟等の保全・再生・拡大をきちんと位置づけて行うべきである。

特にアマモ場は、海のゆりかごとよばれるように、多くの生物の育成・繁殖場所であり、なおかつブルーカーボン（海洋生物によって固定される炭素）の重要な場所でもある。瀬戸内海に面する倉敷市としては、こうした考え方もふまえた上で藻場、干潟の保全・再生・拡大に取り組むよう、第三章 現状と課題の「1．自然環境」や「4．地球環境」に記載した上で、施策の方向性に位置づける必要がある。

海ごみへの対策

海底ごみをはじめとした海ごみに関する記述が全くみられない。海底ごみとしては、港湾区域には大型貨物船によると見られる廃棄物や、漁網に多くのごみがかかり、漁業者にも悪影響を与えており、また島嶼部の海岸には大量のごみが流れ着いており、これら漂着ごみは景観上も大きな問題点である。これに対し、回収体制を整えるなど、倉敷市におい

では、一定の取り組みをおこなってはいるだろうが、今後さらにこの問題に対する取り組みを進めるためにも、必ず記載すべきである。瀬戸内海の海底ごみ問題は、10年以上前から当財団が全国・世界へ発信し、取り組んできた課題である。その一定の知見の積み重ねを活かし、協働によりさらなる取り組みを進めていくべき課題である。

生物多様性地域戦略策定を視野に含めた生物多様性への取組

倉敷市としても、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する「生物多様性地域戦略」の策定を検討していくことを明記するべきではないだろうか。

また、基本目標1に「3瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根付いた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します」とあるが、主要な施策では、都市景観に偏った施策に感じられる。生物多様性の中でも景観は重要な視点として含まれている。高梁川や日本最初の国立公園である瀬戸内海の自然景観についてももっと高く評価し、積極的に保全、活用していく姿勢を示すことが必要であろう。

大気環境の改善にむけて

本原案にも記されているが、市民の健康を守るために、健康被害発生の防止は重要である。健康被害予防事業をより強化していく必要がある。

そうした中で、「大気汚染状況の変化に対応するため、測定局の適正配置の見直しを行います。(P.42)」とあるが、「見直し」の中で測定局を移動したり、廃止すると、継続して大気を測定してきた意味が全くなってしまうおそれがある。また、今後予想される交通量の増加など、将来的な予測をしながら、今後起こるであろう環境影響を見逃さないような測定局の配置を検討するなど、調査箇所を増やす必要性を認識すべきである。

また、P.63 に日常生活での環境配慮指針に「歩きタバコをやめましょう」とあるが、歩きタバコどころか、喫煙自体を抑制すべきであろう。

以上